

### 国際機関における「障害と開発」の最新の動きを探る

# 障害者の権利条約の第三二条のフォローアップ

### ●はじめに

二○○六年一二月一三日に国連第六一回総会は、決議案六一/一○六において、障害者権利条約を採択した。今年、四月に二のカ国の批准が集り、締結され発行した。この条約は条項三二条の中に、開発・国際協力に関する項目を、前例がないくらいしっかりと組み込み、途上国での実施のためには、国際協力が必須であることを明確にした。他方、二○○年に採択されたぎレニー六日まで国連本部で世界首脳サミットが開催され、二○○○年に採択されたが、この会議でも、国連機関の改革に並行して、国連の人権分野の活動と開発分野の活動の統合という課題が焦点となった。

### 障害と開発

なくしては開発や貧困撲滅を論じることは質困の原因でもある。従って、障害の視点でもない。障害は貧困の結果であり、また問題である。障害と貧困の関連は言うま開発途上国の貧困問題は開発課題の最優

あまり知られていないことであるが、国

F, WHQ

国連地域事務所など)が一体

えば国連開発計画=UNDP、

UNICE

に、全部で三〇以上ある国連開発機関(例太平洋を越え、国際的にあるいは国ベース

その家族が貧困に陥る可能性も高い。 国、イラク、レバノン、ヨルダンにおいて 障害者であるとも推定される。中東の途上 であり、同時に貧困者全体の約二~三割が 割が開発途上国に生活している。障害者の 推定すると、その数は六億人、そのうち八 者を増やしていくことも必要かもしれない ワークを組むこと、障害の定義を柔軟にし を広げるために、老人問題などとネット なる点である。マーケット(裨益者の数 担当者の頭の中では、この数値の差は気に 医療費の負担も高く、その結果、障害者と 同時に、障害者の社会参加は限られている タミン不足を含む)、内戦、医療の不備、 識字率は一割以下、障害者の四割が貧困者 害者の人口は約一割である。一般的な開発 全人口の半分である。WHOの推定では障 も、ジェンダーに関しては、女性の人口は 結婚、母親の無知など、未開発要素である 交通事故、不衛生、母子衛生の不備、近親 は、障害の主原因は、貧困、栄養失調(ビ できない。世界の人口の一〇%を障害者と (WHO-ICFの定義を採用し)対象

> リズム、統計への障害のメインストリーム 後の今となっては、国連においてはアジア においても貢献をした。しかし、 アジア太平洋地域は権利条約採択への過程 ムなどをやってきた。また、ESCAPと 化、ジェンダーへの障害のメインストリー のメインストリーム、バリアフリー・ツー インドネシアの津波後の復興活動への障害 目指すマイクロクレジットのプロジェクト、 ス、中国と協力し、貧困と障害者の起業を セス、情報コミュニケーションへのアクセ PCD)と協力して建築物や交通へのアク んできた。アジア太平洋障害者センター(A CAPは開発の見地から障害問題に取り組 作られたものである。これに従って、ES 国連のミレニアムフレームワーク開発目標 P) の「びわこミレニアムフレームワーク 連アジア太平洋経済社会委員会(ESCA (BMF)は障害と開発の概念に基づき (MDG)と障害問題の関連から考察し、

長田こずえ



世界銀行やIMFなどのワシントンに

### 国際機関における「障害と開発」の最新の動きを探る

として重視されたが、障害者と貧困の関連 セクターベースの開発へ移行し、 れ始めた。プロジェクトベースの開発から 向を尊重し、ドナー同士の協調を促し、受 障害や人権に関するものはなかった。パリ も、ジェンダーについての項目はあったが 開発援助(ODA)の分野においても、O で、障害者の権利と障害者権利条約につい 択文書の一二九段落目の、人権の項目の中 平和構築、人権・人道、について話し合っ ムサミットにおいても、国連改革、開発、 前述のように、二〇〇五年九月一四日〜 害におけるMDGとしての役割を果たす。 性は明記されていない。従ってBMFは障 からである。もちろん、貧困は最重要課題 前者に障害の視点が全く入っていなかった 枠組みをBMFの基礎として採用したのは 入国のキャパシティーの構築に視点が絞ら 宣言以降の国際開発援助は、受入国側の意 ECD/DACが二○○五年に採択した て少し述べられているだけである。同様に、 たが、障害に関するものは乏しく、その採 へ直接資金を提供するような援助体制が期 「援助の効率性に関するパリ宣言」の中に 一六日まで国連本部で開催されたミレニア さて、国連ESCAPが敢えてMDGの 国家予算

きた。国連がこのような改革を始めた理由 とのUNDAFに組み込まれる必要がでて げ、今までばらばらだった三○以上ある国 as One: One UN) というスローガンを掲 開発協力は、「一つの国連」(Delivering 中、国連改革が進められ、国連組織の国際 においても、ODA、直接投資、貿易の三 シコのモンテレイの開発資金に関する合意 待されるようになった。二〇〇二年のメキ も全体の一五%に満たない。残りの八五% ODA総額に占める割合は多く見積もって と筆者は思う。世界平均で国連システムが は、国連組織の開発資金の額に関係がある SP)の国連版のようなものである。従っ UNDAFはちょうど貧困削減戦略(PR に沿って活動をする方向へと転換された。 ムワーク」(UNDAF)をUNDPが中 連開発機関が、国ごとの「開発援助のフレー は思えない懸念もある。こういった状況の とも事実である。受入国の意向や国家予算 害といったクロスカッティングな分野の将 位一体型の国際開発が再認識され、国際開 する活動)などの専門的な活動もこの国ご 活動)、UNESCO(障害者の教育に関 ン活動など)、ILO(雇用促進に関する て今後 WHO (CBRやリハビリテーショ 心となり受入国側と共同で練り上げ、これ への資金提供は障害に関する限りプラスと 来が心配されるような状況になってきたこ 発援助業界におけるジェンダー、人権、障

> ず、三〇以上の国連諸機関がばらばらに活 なくなってしまった。従って、障害は早々 プールして共同作業をする他に、解決策は にすべての国連機関が一体となり資金を なってしまうからである。いまや、 動をしていたのでは、国連は目立たなく カ国開発協力機関が占める。にもかかわら ある機関やJICA、JBICのような二 にUNDAFの中に組み込まれる必要があ 国ごと

となって協調しあって活動をしていく必要

が出てきた。

国連ミレニアムサミットと国連

### |障害者の権利条約第三二条(国

行を推進するためには、障害のメインスト 連を含む公的な国際機関もこの三二条の実 ものとして定義されている。もちろん、 術援助、そして経済的な支援など包括的な スの確保、 究ならびに科学的・技術的知識へのアクセ こと、情報・経験の交換、訓練の支援、 力が障害者にとってインクルーシブである 務付けている。国際協力とは、 の三二条においては締約国の国際協力を義 が必要となってくるのを認めている。条約 も、国際協力(国際的な開発協力を含む) オーナーシップと自己責任を重視しながら 抱えており、障害者の権利には受入国の を脅かす、貧困、失業、内戦などの問題を ている。開発途上国は多くの障害者の生活 条約には前例がないほど国際協力を重視し 障害者の権利条約は今までの国連の人権 福祉器具の提供、 技術移転、 国際開発協

いかねばならない。
ての機構改革に沿って、持続的に実行してで一体化した国連(「一つの国連」)に向けティー構築活動を、現在進行中の国レベルリーム化と障害者や障害者団体のキャパシ

### 準規則、世界行動計画)(権利条約、機会均等に関する標)国連の三つの基本的な枠組み

向上にあずかれるようにと願い採択した。 め三つの枠組みがある。一つは障害者に関 択してきた。現在、国連には権利条約を含 進するために対象別に人権条約や宣言を採 れることを懸念している。従って、権利条 み込みといった開発的な側面をより重視し と活用、特にキャパシティ・ビルディング を促進することを義務付けている。にもか また三二条に基づき、国際協力や国際開発 害者立法の整備を促す優れたものであり、 権利条約は法的な拘束力を持ち、国内の暗 会的・経済的な発展の成果としての生活の 会均等に関する標準規則」を、障害者が社 して採択した。さらに、「一九九三年の機 が国際障害者の一〇年(一九八三~ する「世界行動計画」であり、これは国連 移民労働者など社会的弱者の人権保障を推 かわらず、多くの開発途上国は資源の導入 二〇〇二年)の前に具体的な行動の指針と (能力構築)や社会政策プログラムへの組 さて、国連は障害者の他にも女性、子供 (特に市民権)だけが重視さ

> 動計画」を、ミレニアム開発目標と対比さ 約の三二条とこの決議案をベースとして、 二〇〇七年一二月に国連第六二回総会は でいる。こういった状況を踏まえて 動計画を、開発をメインストリームの枠組 るのではないか。今後の課題でもある。 洋地域のBMFの国際版が必要になってく る必要があると思う。つまり、アジア太平 少し古くなってしまった感のある「世界行 ものであり、筆者は、国連は今後、権利条 特にミレニアム開発目標(MDG)の実行 開発と障害のリンクに関するものであり、 計画」の決議案を採択した。この決議案は 決議案六二/一二七において、「世界行動 みとして、同時に実行していくことを望ん 約と同時に他の二つの枠組み、特に世界行 せながら、国際的な行動計画として改定す 表としてフィリピンが提案して可決された ることを奨励するものである。途上国の代 に向けて障害の視点をメインストリームす

### ●「一つの国連」と地域的な連携

先に述べたように、国連改革の下に、国連開発組織は国ごとに開発のフレームワークを作り、一体となって活動を進めていくクを作り、一体となって活動を進めていくクを作り、一体となって活動を進めていくクを作り、一体となって活動を進めていくクを作り、一体となって活動を進めていくを作り、一体となって活動を進めていくを作り、一体となっていく中でどうやったに、国連発達の下に、国連の基の下に、国連の基のでというという。

二〇一三年)、米州(機構)障害者の一〇 障害会議をチュニジア共和国のジェルバ島 トルで、第一回RIアラブ・アフリカ地域 年一〇月にはRI(リハビリテーション・ 力」会議を何度か開いた。また、二〇〇七 報交換と協力体制構築のための「南・南協 は共催で、世界各地の障害者の一○年の情 侮れない。過去にもESCAPとAPCD なっている。こういった地域的な枠組みは の一〇年はアフリカ統一機構が実施体に の一〇年はアラブ連盟が、アフリカ障害者 推進に貢献している。また、アラブ障害者 ジア太平洋経済社会委員会)とESCWA れの地域の国連地域事務所、ESCAP(ア アジア太平洋とアラブに関しては、それぞ 年 (二〇〇六~二〇一五年) がある。また、 年)、アラブ障害者の一〇年(二〇〇四~ カ障害者の一〇年(二〇〇〇~二〇〇九 欧州以外にはすべての地域にある。アフリ ムワーク」(BMF)があるが、こういっ その指針である「びわこミレニアムフレー 害者の一〇年(二〇〇三~二〇一二年)と 係者に有名なものとしてはアジア太平洋障 的なネットワークにあると思う。日本の関 験的知見ではこの鍵は、地域的戦略と地域 か」が今後の課題となってくる。筆者の体 て上記の三つの枠組みを生かしていくの インターナショナル)が「権利、 た地域的な枠組みの存在は世界的なもので、 (西アジア経済社会委員会)が主体となり 一〇年―パートナーシップ」というタイ 障害者の



### 国際機関における「障害と開発」の最新の動きを探る

者の一○年とアラブ障害者の一○年に関す 必要がある。 方から補足しあいながら協力を進めていく 〇のネットワークを強化しつつし、縦横両 国際的な連合体)などの当事者団体やNG 軸としては、IDA(障害者関連NGOの 地域的―国ごと)として連携しながら、横 など国レベルの枠組みが縦軸(国際的― PRSP、 国連の 国ごとの 開発フレーム 今後は、前述の国際的な三つの枠組み、障 枠組みより先行していると言える。従って 的な行動計画である。この点に関しては、 ラブ障害者の一○年の行動指針は、それぞ ることを分科会で話し合った。BMFやア ワーク(UNDAF)、国家の五カ年計画 害者の一○年など地域的な枠組み、そして、 れの地域の実態に即した開発と障害の具体 において開催した。そこで、アフリカ障害 二五年前の世界行動計画しかない国際的な

# リーム国連諸機関の障害メインスト

連開発グループ(UNDG)の中に誕生し を構造した「障害政策」作りに乗り出した。 一貫した「障害政策」作りに乗り出した。 また、国ごとのUNDAFに障害を組み込また、国ごとのUNDAFに障害を組み込また、国ごとのUNDAFに障害を組み込また、国ごとのUNDAFに障害を組み込また、国ごとのUNDAFに障害を組み込また、国ごとのUNDG)の中に誕生した。

下で実施していくためのものであり、このでましている。今後が楽しみである。また個々のであり、このでは、昔から活動を始めた。目立つとない。ころでは、昔から活動を始めた。目立つとない。ころでは、昔から活動を始めた。目立つとない。ころでは、昔から活動を始めた。目立つとない。

「下PA」、UNICEF、UNDPといって、
「下PA」、UNICEF、UNDPといって、
「下PA」、UNICEF、UNDPといって、
「下PA」、UNICEF、 UNDPといって 
た比較的規模の大きい開発団体である。 U 
ルーシブ教育の本を出版した。また、障害者の権利条約を子ども達に分かりやすく書 
者の権利条約を子ども達に分かりやすく書 
お、これに関しては本誌の九~一一ページ 
が、これに関しては本誌の九~一ペーページ 
を参照されたい。国連の開発実施機構とし 
で一番重要なUNDPも動き始めた。現在 
組織としての障害政策を練っている最中で 
組織としての障害政策を練っている最中で

者の権利条約を子ども達に分かりやすく書 にある事務所のバリアフリー化に関しても DPは自分のところの職員採用と世界各国 中心になることは間違いない。同時にUN 害担当者を二○○七年から設置した。また、 害と関係のあるプロジェクトを実施してい 域のマッピング調査に基づくと、現在UN ある。実際二〇〇七年に行われた世界五地 て一番重要なUNDPも動き始めた。現在 が、これに関しては本誌の九~一一ページ ルーシブ教育の本を出版した。また、障害 上記の国連のタスクフォースの中心になる ることが判明した。また、貧困削減部に障 DPの五○カ国の事務所で何らかの点で障 組織としての障害政策を練っている最中で を参照されたい。国連の開発実施機構とし いた本を出した。UNFPAも活発である 三○以上の国に事務所をもつUNDPが ちょうど大使館のように世界の

積極的であり、人事の責任者を障害メインストリームチームの重要な位置に置いたことはうれしい驚きであった。プログラム活動だけではなく、自分の組織の中からも障動だけではなく、自分の組織の中からも障るのはさすがに国連組織の筆頭開発団体でるのはさすがに国連組織の筆頭開発団体であるUNDPである。

極的な世界銀行などの組織が挙げられる。 SCWA、以前よりメインストリームに積 障害者の一〇年の中間報告書を出版したE 間年の見直しを行ったESCAPやアラブ に的を絞ったテーマごとの連携といえる。 上がる予定で、これはCBRといった課題 した、新しいCBRのガイドラインができ 今年中には開発や人権の視点をさらに重視 ILO、UNESCOの協力体制がある。 を作っている国連機関の三機関、WHO、 者や専門家と一緒にCBRのガイドライン る。有名なものとしては、現在、障害当事 やっているチームの中にも秀でたものがあ ネートの組織ではないが、アドホック的に このほかにも、二○○七年に一○年の中 このほか、正式な国連諸機関のコーディ

ESCAPに関しては、二○○七年以降は韓国が資金を提供し、ICTに障害をメインストリームするプロジェクトを開始するンストリームするプロジェクトを開始するでである。前記の障害統計のプロジェクトも韓国が資金を提供し、ICTに障害をメインストリームするプロジェクトを開始するの事門家職員を一名派遣しており、

年のアジア太平洋の障害者の一〇年最終年年のアジア太平洋の障害者の一〇年最終年年のアジア太平洋の障害者の一〇年最終年年のアジア太平洋の障害者の一〇年最終年年のアジア太平洋の障害者の一〇年最終年年のアジア太平洋の障害者の一〇年最終年年のアジア太平洋の障害者の一〇年最終年年のアジア太平洋の障害者の一〇年最終年年のアジア太平洋の障害者の一〇年最終年年のアジア太平洋の障害者の一〇年最終年年のアジア太平洋の障害者の一〇年最終年年のアジア太平洋の障害者の一〇年最終年年のアジア太平洋の障害者の一〇年最終年

# ●障害の開発へのメインストリー

国連の例で明らかなように一般的にはメインストリームには三段階ある。①組織内インストリームには三段階ある。①組織内での障害の視点の導入(organizational level)、②プログラムに障害を組み込む努力(programme level)、そして、最後はカ(programme level)、そして、最後はトリームに成功したかどうか(institution-トリームに成功したかどうか(institution-

①に関しては、前述のようにUNICEFなどの組織がトップのレベルで、障害と開発の課題を認識しポリシーとすることを持つ職員の積極的雇用政策。障害担当者を持つ職員の積極的雇用政策。障害担当者をでこと。障害者の平等を意識する組織内の文化を構築すること。一般職員の訓練など。障害者の採用や職場のバリアフリーなど。障害者の採用や職場のバリアフリーなど。

ての対策で、障害を統計や研究に組み込む②に関しては、実際のプログラムにおい

を数えることもこれに入る。最終的には すべてのツールに関して必須である。さら 点を組み込むことなど。すべてのプロジェ PRSPや国ごとのUNDAFに障害の視 調査を組み込むこと。インフラプロジェク こと。貧困分析などの調査に障害者の貧困 まれている。アカウンタビリティーを問う しており、これは会計監査の中にも組み込 体の予算の五%を障害に回すことを政策と ては、障害予算がある。例えば北欧のフィ 責任を明確にすることである。これに関し ラムにおける裨益者としての障害者の頭数 ストリーム化することを容易にするための クト(一般のものも含む)に関して、障害 トにアクセシビリティーを組み込むこと。 ことが大切である。 ンランドの開発機関FINIDAはその全 マニュアルが必要であろう。一般のプログ 自分の専門のプロジェクトに障害をメイン に、実際の障害の専門家ではない職員が などがある。障害者団体との協力はこれら ニタリング、評価と分析対策を入れること 者団体が参加できるようなプロジェクトモ

関する国内政策に変化があったか」、「障害とである。もはや開発援助の評価の対象は、「障害者が何人CBRの訓練を受けたか、何人セミナーに参加したか」というような、数えやすいアウトプットベースもような、数えやすいアウトプットベースもかれるのである。したがって、「障害者が何人CBRの訓練を受けわれるのである。したがって、「障害者にの対したが」という。

が必要である。 したか」が問われ、結果ベースの目標達成別は緩和されたか」、「障害者の生活は向上別は緩和されたか」、「障害者に対する差

であると筆者は信じている。 連携、"Delivering as One"も成功の秘訣 ためには、障害者とそうでない人の完璧な 開発という「生き物」と効率的に対応する かせないことは言うまでもない。同時に、 シップはこれらすべてのツールにおいて欠 障害当事者とその団体の参加とオーナー どうかを試すためのケースになるだろう。 なって開発協力を提供することができるか ンストリームは国連機構が本当に一体と とで進行しているので、今後、障害のメイ 革は「一つの国連」というスローガンのも 込める環境がそろっている。現在の国連改 側の意向を尊重しつつ、国連の国ごとの開 良くなっていることは間違いない。受入国 にメインストリームできる。全体としては る国連開発諸機関が障害と人権をその活動 機構改革に平行して、UNDPを中心とす ろできる可能性がある。現在進行中の国連 発活動の枠組み、UNDAFに開発を組み 目の前にはチャレンジがあるが、いろい

社会理事会事務局上級経済問題担当(ながた) こずえ/国連NY本部経済